

○「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」の一部改正について（新旧対照表）

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">府子本第689号 元文科初第1118号 雇児発1126第2号 令和元年11月27日</p> <p style="text-align: center;">[最終改正] <u>こ成保初第229号</u> <u>6文科初第2760号</u> 令和7年3月25日</p> <p>各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市市長 各中核市市長 <small>付属幼稚園又は特別支援学校幼稚園を置く各国立大学の長 附属幼稚園類型認定子ども園を置く国立大学法人の長</small></p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略) 文部科学省初等中等教育局長 (公印省略) 厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)</p>	<p style="text-align: right;">府子本第689号 元文科初第1118号 雇児発1126第2号 令和元年11月27日</p> <p>各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市市長 各中核市市長 <small>付属幼稚園又は特別支援学校幼稚園を置く各国立大学の長</small></p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略) 文部科学省初等中等教育局長 (公印省略) 厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について</p> <p>[略]</p> <p>(別添1) [略]</p> <p>(別添2)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 監査の方法等</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。<u>なお、当該設置者等の所在が判明しない場合においては、同法第15条第3項の規定を踏まえ、適切に対応を行うこと。</u></p> <p>4・5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について</p> <p>[同左]</p> <p>(別添1) [同左]</p> <p>(別添2)</p> <p>1・2 [同左]</p> <p>3 監査の方法等</p> <p>(1)～(4) [同左]</p> <p>(5) 監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。</p> <p>4・5 [同左]</p>